

「釧路開発建設部管内 LED道路照明賃貸借 仕様書案」に対する意見招請の結果について

令和7年9月17日
北海道開発局釧路開発建設部

仕様書案について意見招請したところ、以下の内容の意見書の提出がありました。提出された意見とそれに伴う対応について、次のとおり回答します。

番号	頁	条項	仕様書(案)の記載内容	提案・意見等	理由	仕様書への反映	理由
1	第2編 器具及び 材料編 (共通仕 様書)	第3章 電気通信設備工事項 第3条 (共通仕様書) 2-3-7-3 道路用照明器具	6.賃貸借LED道路照明灯具灯色は、「グレー」・「ダークブラウン」を標準色として、現地調査の上で照明柱(ポール)の配色に近い色を採用すること。	灯具色により数量、仕様を分ける必要がある。	メーカーの標準色は基本「グレー」ですが「ダークブラウン」の場合、メーカーにより対応が異なるため、製品単価が割増となる場合がある。	有	標準色(グレー)と標準色以外(指定色)で分類し仕様書に反映する。 6.賃貸借LED道路照明灯具 灯色は、「グレー」を標準色とし、「ダークブラウン」等は指定色とする。現地調査の上で照明柱(ポール)の配色に近い色を採用すること。
2	第4編 電気設備 編 (共通仕 様書)	第7章 道路照明設備 第3条 その他特記事項(施 工)	5.現場代理人 現場代理人は、「契約締結の翌日から本調達の 対象となっている全てのLED道路照明灯具の監 督職員による確認が完了するまでの期間」中、 本調達の現場に常駐すること。	現場代理人の常駐は、契約日～令和9年3月31 日までを対象期間となるが、企業努力等により 早期に完了させた場合、早急に検査を受け、賃 貸借開始前ではあるが現場代理人を解任し管理 技術者に変更することは可能か。	賃貸借開始までの間が長期にわたり、現場代理人の拘束期間も 長くなるため。	有	現場代理人は、全てのLED道路照明灯具について、監督職員による確認が完了した段階で常駐は不要である。 仕様書記載を下記の通り修正する。 5.現場代理人 現場代理人の工事現場に常駐する期間は、「契約締結の翌日から本調達の対象となっている全てのLED道路照明灯具の監督職員による確認が完了するまでの期間」とする。 なお、特約条項第8条第3項でいう「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく」とは、次のとおりである。 (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。 (2) 上記(1)に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。
3	第4編 電気設備 編 (共通仕 様書)	第7章 道路照明設備 第4条 その他特記事項(賃 貸借)	1.賃貸借期間、賃貸借数量 (1)賃貸借期間 令和9年4月1日～令和12年3月31日 735台	賃貸借開始月が令和9年4月1日～になっており ますが契約日～令和9年3月31日までの賃貸 借、役務費の年度毎の支払はどのようなので しょうか。	賃貸借数量735台の役務費一括清算となると賃貸借開始までの 間一切、支払いがされなくなる。またLED道路照明として使用 しているにもかかわらず賃貸借料を支払っていただけないこと への懸念のため。	無	賃貸借料金は使用期間中に月額で支払うことが可能である。 役務費は工事完成検査実施したのから支払うことが可能である。 設置から賃貸借開始までの費用についても、本役務の賃貸借料金、役務費に含むものとする。
4	第4編 電気設備 編 (共通仕 様書)	第7章 道路照明設備 第4条 その他特記事項(賃 貸借)	1.賃貸借期間、賃貸借数量 (1)賃貸借期間 令和9年4月1日～令和12年3月31日 735台	設置完了から賃貸借開始までの間、賃貸借料は 発生していないが、管理は仕様書(案)第4条3 項(1)にある管理方法と同様か。	設置に要する期間が非常に長く、設置時期によっては賃貸借開 始までの期間が長期におよぶことが想定されるため、この期間 の管理方法を明確にしていきたい。	無	第4編 電気設備編(共通仕様書) 第7章 道路照明設備 第4条 その他特記事項(賃貸借) 3.LED道路照明灯具の保守作業 に記載の管理方法とする。
5	第4編 電気設備 編(共通 仕様書)	第7章 道路照明設備 第4条 その他特記事項(賃 貸借)	2.LED道路照明灯具の保守作業 (1) 受注者は、LED道路照明灯具の設置後から 賃貸借期間終了までの間、LED照明灯具が正 常な状態で使用できるよう管理すること。	受注者に求める管理方法が不明確である。	管理方法が明確でなければ、各社の見積金額に差異が生じてし まい公平な金額とはならない。また賃貸借期間に移行した際、 受発注者双方の解釈の違いによるトラブルを避けるため。	有	「管理」について明確にするため、修正(仕様書へ反映)を行う。 3.LED道路照明灯具の保守作業 (1) 受注者は、LED道路照明灯具の設置後から賃貸借期間終了までの間、LED照明灯具が正常な状 態で使用できるよう管理すること。点検は発注者が行い、管理とは以下(2)～(6)をいう。